３　防衛大臣は、前二項の申請に係る検査対象装備移転船舶の基本設計が基本設計検査に合格するものと認めたときは、当該申請をした者に対し、基本設計検査合格証（別記様式第二十五）を交付するものとする。

４　［略］

第八十八条の二の五　［略］

２　前項の承認を受けようとする者は、基本設計変更申請書（別記様式第二十六）に当該変更に係る事項を記載した書類を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

３～５　［略］

（船舶検査）

第八十八条の二の六　船舶検査を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶ごとに、船舶検査申請書（別記様式第二十七）に検査対象装備移転船舶の製造に関する仕様書を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

２　防衛大臣は、前項の申請に係る検査対象装備移転船舶について、船舶検査に合格するものと認めたときは、当該申請をした者に対し、船舶検査合格証（別記様式第二十八）を交付するものとする。

３・４　［略］

（臨時航行検査）

第八十八条の二の七　臨時航行検査を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶ごとに、臨時航行検査申請書（別記様式第二十九）により防衛大臣に申請をしなければならない。

２　防衛大臣は、前項の申請に係る検査対象装備移転船舶について、臨時航行検査に合格するものと認めたときは、当該申請をした者に対し、臨時航行許可証（別記様式第三十）を交付するものとする。

（配員確認）

第八十八条の二の八　法第百十一条の二第二項の規定による防衛大臣の確認（第三項において「配員確認」という。）を受けようとする者は、配員確認申請書（別記様式第三十一）に次に掲げる書類を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

一　装備移転船舶の航行の業務に従事する者として配員する者の名簿（次号及び第四項において「配員名簿」という。）（別記様式第三十二）

二　配員名簿に記載された者が装備移転船舶に係る法第百十一条に規定する配員の基準に定める事項を満たす者であることを証する書類

２　防衛大臣は、前項の申請に係る装備移転船舶について、当該申請をした者が装備移転船舶に係る法第百十一条に規定する配員の基準に従つて配員して航行するものと認めたときは、当該申請をした者に対し、配員確認証（別記様式第三十三）を交付するものとする。

３　防衛大臣は、配員確認のため必要があると認める場合は、第一項各号に掲げる書類のほか必要な書類の提出を求めることができる。

４　前三項の規定は、配員確認証の交付を受けた者が、当該配員確認証に係る配員名簿を変更しようとする場合に準用する。

３　防衛大臣は、前二項の申請に係る検査対象装備移転船舶の基本設計が基本設計検査に合格するものと認めたときは、当該申請をした者に対し、基本設計検査合格証（別記様式第十八）を交付するものとする。

４　［同上］

第八十八条の二の五　［同上］

２　前項の承認を受けようとする者は、基本設計変更申請書（別記様式第十九）に当該変更に係る事項を記載した書類を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

３～５　［同上］

（船舶検査）

第八十八条の二の六　船舶検査を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶ごとに、船舶検査申請書（別記様式第二十）に検査対象装備移転船舶の製造に関する仕様書を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

２　防衛大臣は、前項の申請に係る検査対象装備移転船舶について、船舶検査に合格するものと認めたときは、当該申請をした者に対し、船舶検査合格証（別記様式第二十一）を交付するものとする。

３・４　［同上］

（臨時航行検査）

第八十八条の二の七　臨時航行検査を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶ごとに、臨時航行検査申請書（別記様式第二十二）により防衛大臣に申請をしなければならない。

２　防衛大臣は、前項の申請に係る検査対象装備移転船舶について、臨時航行検査に合格するものと認めたときは、当該申請をした者に対し、臨時航行許可証（別記様式第二十三）を交付するものとする。

［条を加える。］